

第3回 北浜ふ頭地先埋立計画に関する環境配慮検討委員会

名古屋港管理組合

平成25年2月28日(木)

目 次

1. 第2回検討委員会における検討概要	
1-1 計画案の選定と意見募集について	(1-1)
2. 意見募集の結果	
2-1 住民・関係者からの意見募集の結果の概要	(2-1)
2-2 住民・関係者からの意見について	(2-2)
3. 環境影響の回避・低減措置の検討	
3-1 環境影響の回避・低減措置の選定	(3-1)
3-2 環境配慮型護岸の検討	(3-3)
4. 計画の決定	
4-1 計画の決定	(4-1)
参考資料	

1. 第2回検討委員会における検討概要

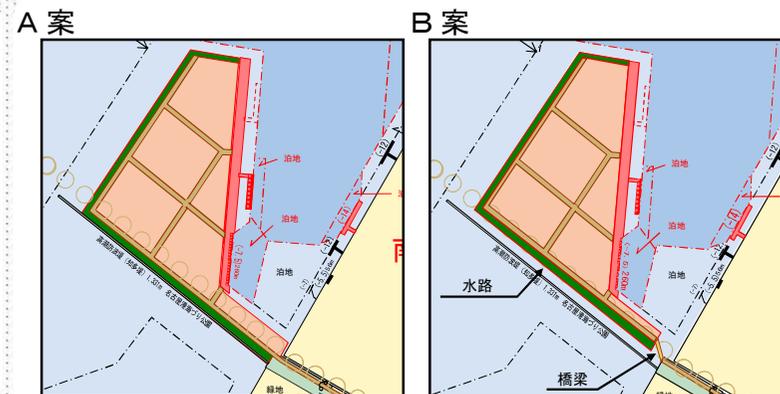
1-1 計画案の選定と意見募集について

【総合評価】

- ・ A案、B案について、環境面、社会面及び経済面から比較評価を行い、総合的な評価より、埋立地の形状はA案が適切と判断しました。
- ・ なお、水域環境について影響が懸念されることから、併せて環境影響の回避・低減措置を検討することとなりました。

【意見募集について】

- ・ 住民・関係者からの意見募集の方法について、募集期間を平成24年12月27日から平成25年1月31日までの期間とするこの了承を得ました。



名称	A案	B案
総合評価	<p>【環境面】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 水域環境（流況）は、現況と比べ、流速が変化する水域がみられることから、影響が懸念されます。 ・ 北浜ふ頭前面での局所的な海水交換の弱まりや、東航路の海水交換が減少することから、水域環境（水質）への影響が懸念されます。 ・ 人と自然との触れ合いの活動の場への影響は、海釣り場の一部が消失することから、B案と比べ、劣ると考えられます。 <p>【社会面】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 利便性は、陸上アクセスであるため、B案と比べ、優れていると考えられます。 ・ 防災機能への影響は、高潮防波堤の防災機能の向上が期待できることから、B案と比べ、優れていると考えられます。 <p>【経済面】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業コストは、B案よりも経済的であることから、B案と比べ、優れていると考えられます。 	<p>【環境面】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 水域環境（流況）は、現況と比べ、流速が変化する水域がみられることから、影響が懸念されます。 ・ 北浜ふ頭前面での局所的な海水交換の弱まりや、東航路の海水交換が減少することから、水域環境（水質）への影響が懸念されます。また、水路については、北浜ふ頭前面の流況に変化を与えるほどの効果はみられません。 ・ 人と自然との触れ合いの活動の場への影響は、海釣り場の確保が可能であることから、A案と比べ、優れていると考えられます。 <p>【社会面】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 利便性は、進出する企業の利用面積の減少や、橋梁によるアクセスであるため、アクセス性に対して課題が残ることから、A案と比べ、劣ると考えられます。 ・ 防災機能への影響は、高潮防波堤の防災機能への影響はないと考えられることから、A案と比べ、劣ると考えられます。 <p>【経済面】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業コストは、A案よりもコスト増となることから、A案と比べ、劣ると考えられます。

【第3回検討委員会】

- ・ 住民・関係者からの意見の内容と名古屋港管理組合の見解を示します。
- ・ 環境影響の回避・低減措置を検討します。
- ・ 計画の決定を行います。

2. 意見募集の結果

2-1 住民・関係者からの意見募集の結果の概要

1. 意見の募集期間

平成24年12月27日（木曜日）から平成25年1月31日（木曜日）まで（36日間）

2. 資料の閲覧及び配布場所

- ・名古屋港管理組合 企画調整室 事業担当（名古屋港管理組合本庁舎 9階）
- ・名古屋港情報センター（名古屋港管理組合本庁舎 2階、6階）
- ・知多市 企画部 企画情報課（知多市役所 2階）
- ・名古屋港ホームページ（URL：「<http://www.port-of-nagoya.jp/>」）及び
知多市ホームページ（URL：「<http://www.city.chita.aichi.jp/kikaku/kikaku/index.html>」） ※資料閲覧のみ実施

3. 意見の数

10件（3者）

4. 意見の提出方法

電子メール及び文書

5. 意見の内容

- ① 埋立計画に対する代替処置について・・・・・・・・・・ 1件
- ② 埋立地の形状と土地利用計画について・・・・・・・・ 1件
- ③ 環境省からの意見について・・・・・・・・・・・・・・ 8件



意見募集のブース

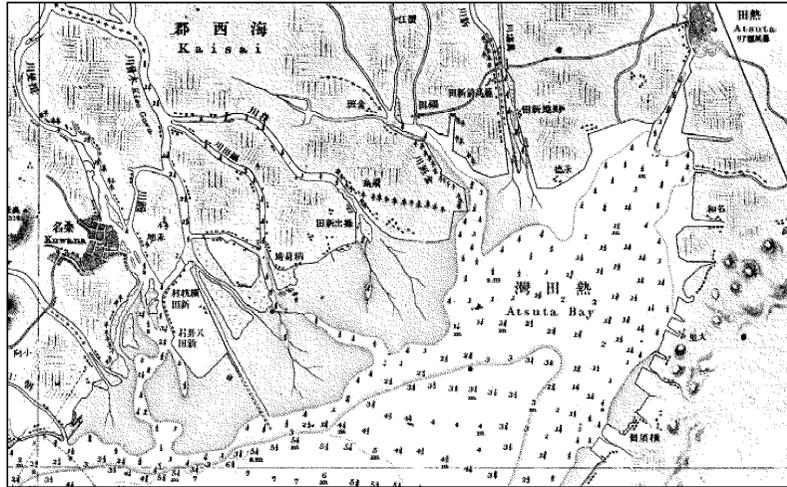
2-2 住民・関係者からの意見について

① 埋立計画に対する代替処置について

ご意見	名古屋港管理組合の見解
<p>環境対策を実施するにあたっては、今回の事業範囲だけでなく、伊勢湾流域圏の視点から最善の対策を実施すべきです。伊勢湾では、これまでに多くの干潟・浅瀬が失われ、水産生物の減少、赤潮・青潮、貧酸素水塊の発生などが深刻な問題となっています。そのため伊勢湾流域圏全体では、干潟・浅瀬の再生が最重要課題となっています。</p> <p>本埋め立て計画は、干潟や浅瀬を埋め立てるものではありません。しかしながら、過去に遡れば港湾整備によって木曾三川から天白川の河口域一帯に広がっていた干潟・浅瀬を消失させてきた歴史があり、本事業はこれらの事業の延長線上にあるものです。したがって、現在の伊勢湾の姿を基準とするのではなく、豊かな海が存在した明治から昭和30年頃の伊勢湾の姿を基準として、環境対策を検討すべきです。</p> <p>さらに、愛知県では、「あいち生物多様性戦略2020」及び「自然環境の保全と再生のガイドライン」を作成しており、今後は開発と環境との共存を目指した「あいち方式」による環境施策が行われることとなります。（参照：http://www.pref.aichi.jp/0000057659.html）やむを得なく開発が行われる場合には、影響を最小化するとともに、代替処置（ミティゲーション）を実施すること、さらには事業による影響を定量的に評価することが求められています。</p> <p>このような背景から、本埋め立て事業を実施するにあたっては、埋め立て面積と同規模以上の干潟・浅瀬を別の場所（伊勢湾内の最適地）に造成することが望ましいと考えます。また、候補地として、木曾岬干拓沖～西側の高潮防潮堤（鍋田堤）に人工干潟・浅瀬を造成することが妥当と考えます。さらに、海釣り公園（湾奥側）への影響を代償する上でも、高潮防潮堤（鍋田堤）にその機能を移すことが効果的と考えます。</p> <p style="text-align: right;">（次頁に続く）</p>	<p>本事業は、干潟や浅瀬を埋立てるものではありません。</p> <p>既存の干潟・浅瀬への影響につきましては、今後の環境影響評価手続において流況や水質の予測を行い、影響の程度に応じて適切な環境保全措置を検討していきます。</p> <p>環境影響の回避・低減措置につきましては、埋立予定地の護岸を環境配慮型護岸とするなど、藻場の育成を図り、水質の改善、生物の生育・生息の場の創出を図る検討を行っていきます。</p> <p>また、名古屋港の魚釣り施設については、東日本大震災の教訓も踏まえ、利用者への開放施設としての安全性の確保等を十分考慮し、検討していきたいと考えています。</p>

ご意見

(前頁より)



広大な干潟や浅瀬が存在したかつての伊勢湾（明治時代）

名古屋港管理組合の見解

(見解は前述参照)

② 埋立地の形状と土地利用計画について

ご意見

北浜ふ頭地先埋立に際しては、西側に位置するポートアイランドへのアクセスを十分に配慮する必要がある。将来ポートアイランドがどのように利用されるのか、予測は難しいが電力やガス導管のスペース、道路空間などのためポートアイランドへのアクセス空間を確保しておくためには、A案が適切だと考えられる。
また、土地利用計画に際しても、アクセス空間に十分配慮していただきたい。

名古屋港管理組合の見解

ポートアイランドへのアクセス空間の確保は非常に重要と考えており、今後、土地利用を考慮する上で、貴重なご意見として参考とさせていただきます。

③環境省からの意見について

ご意見		名古屋港管理組合の見解
1 複数案の設定	<p>本検討においては、環境配慮の検討に当たり、埋立地の形状について、「現計画（A案）」及び「埋立地分離形式（B案）」の2案が設定されているが、両案の設定に当たって与えられた前提条件や考え方が明らかではないため、これらをその検討経緯とともにより具体的に方法書に記載すること。また、現実的である場合に限り、当該事業を実施しない案も提示されるべきであるため、これを案に含めなかった理由についても、方法書に記載すること。</p>	<p>A案、B案それぞれについて、埋立地の形状を設定するに当たっての前提条件を方法書に記載します。併せて、当該事業を実施しない案を複数案に含めなかった理由についても方法書に記載します。</p>
2 評価項目の選定並びに調査、予測及び評価	<p>本検討において示された資料においては、評価項目やその調査、予測及び評価の手法の選定の考え方が必ずしも明らかではないため、これらが選定された理由及びその妥当性を、検討経緯とともに、より具体的に方法書に記載すること。特に環境の状態の変化又は環境への負荷の量については、可能な限り定量的に把握することを基本とし、定量的な判断が困難な場合は定性的に把握することにより行うものであるため、この点の考え方についても方法書において明らかにすること。</p>	<p>本検討において示された評価項目やその調査、予測及び評価の手法の選定の考え方について、その理由及び妥当性を、検討経緯とともに方法書に記載します。</p>
3 総合的な評価	<p>本検討においては、「環境面」、「社会面」及び「経済面」からそれぞれ評価項目が示され、全ての評価項目を総合的に判断した結果により、優位となった案が選定されているが、環境影響評価法に定める配慮書手続は、「環境面」の評価項目ごとの重大な環境影響を比較整理し、それらを回避・低減すべく評価を行うべきものである。このことから、方法書において、重大な環境影響を回避・低減する観点からA案又はB案が選定された理由を明らかにするとともに、選定された案について、環境影響が事業者により実行可能な範囲内で回避され、又は低減されているか評価し、これを記載すること。</p>	<p>本検討において、環境面の評価項目について複数案を比較した場合、B案が優位となりましたが、環境面以外の社会面、経済面を含め総合的に判断した結果、A案が優位となりました。この選定理由を方法書に記載します。</p> <p>また、選定されたA案については、水域環境への影響が懸念されることから、併せて環境影響の回避・低減措置を検討し、これを実施することで、環境影響が事業者により実行可能な範囲内で回避又は低減されているかを評価し、方法書に記載します。</p>

ご意見		名古屋港管理組合の見解
4 今後の環境影響評価手続における留意事項		
① 環境省等意見への見解	本環境省意見及びパブリックコメントにより募集した一般からの意見については、意見の内容及びそれに対する事業者の見解を明らかにし、方法書に記載すること。	環境省意見及びパブリックコメントにより募集した一般からの意見について見解を明らかにし、その内容を方法書に記載します。
② 水域環境への影響	本検討の結果、A案及びB案のどちらを選択した場合においても、海水交換時間の変化、北浜ふ頭前面海域の流況の変化に関する予測を基に、周辺海域の水質（COD、全窒素、全りん等）に対する影響が懸念されるものと評価されている。しかし、これらは定性的な予測であり、定量的な変化は予測できていないこと、また、事業実施区域を含む閉鎖性海域の伊勢湾では、水質環境基準の達成率が低く、海底の貧酸素化等が見られる状況にあり、さらに事業実施区域の周辺海域においては、近年、CODに係る環境基準が達成されていないことから、今後の環境影響評価手続を実施するに当たっては、水質シミュレーションによる定量的かつ詳細な予測、評価を行い、適切な環境保全措置を検討すること。	今後の環境影響評価手続において、水質シミュレーションによる定量的な予測により水質を評価し、影響の程度に応じて適切な環境保全措置を検討していきます。
③ 野生生物への影響	埋立予定地周辺では、ミサゴ、コアジサシ等の希少な鳥類の飛来や採餌が確認されているほか、近傍には、日本有数の渡り鳥の飛来地であり、国指定鳥獣保護区及びラムサール条約湿地である藤前干潟も存在している。 今後の環境影響評価手続を実施するに当たっては、海域生態系への影響のみならず、工事の実施や埋立地の存在による陸域生態系への影響にも配慮し、これらの良好な自然環境の保全及び創出について検討するため、専門家等による助言を受けながら、適切に調査、予測及び評価を行うこと。	今後の環境影響評価手続において、本事業に係る環境影響評価の項目として「動物」、「植物」及び「生態系」を選定し、海域のみならず、陸域生態系への影響も考慮し、専門家等による助言を受けながら、適切に調査、予測及び評価を行います。

ご意見		名古屋港管理組合の見解
④ 護岸の構造等の検討	今後の環境影響評価手続を実施するに当たっては、埋立用地の護岸の構造、工法等による環境配慮によって、更なる環境影響の回避・低減を検討すること。	埋立予定地の護岸を環境配慮型護岸とするなど、藻場の育成を図り、水質の改善、生物の生育・生息の場の創出を図る検討を行っていきます。
5 浚渫土砂の低減及び有効活用並びに埋立抑制	名古屋港内においては、平成 22 年 6 月より「名古屋港で発生する浚渫土砂の新たな処分場計画」として、同港内で「中長期的に必要なと考えられる整備」によって発生する浚渫土砂 3,800 万 m ³ の受入先となる土砂処分場の設置を検討している。このことから、本事業の実施に当たっては、同港内で発生する浚渫土砂を使用し、新たな埋立て処分は可能な限り回避するよう努めること。また、長期的、総合的な視点から、発生量の低減、広域的視点も含めた有効活用及びそれらの技術開発の促進について、専門家による助言を受けて具体的に検討すること。	本事業の実施に当たり用いる埋立用材は、名古屋港内で発生する浚渫土砂を有効活用します。 これまでも、中部地方整備局を中心として、浚渫土砂の発生量の低減や有効活用について重要な課題として、様々な検討を行っておりますが、引き続き、長期的、総合的な視点から、広域的視点も含めた有効活用及びそれらの技術開発の促進について、中部地方整備局のほか、関係機関・自治体等と連携して検討していきたいと考えております。

3. 環境影響の回避・低減措置の検討

3-1 環境影響の回避・低減措置の選定

環境影響の回避・低減措置の選定

計画案の選定において影響が懸念された**水域環境(水質)の改善**を目的として、当該海域において**環境影響の回避・低減措置**を検討しました。

環境面の課題(第2回検討委員会より)

- ・埋立実施による北浜ふ頭前面での局所的な海水交換の弱まりや、東航路の海水交換が減少することから、水域環境(水質)への影響が懸念されます。

課題の解決

- ・埋立予定地周辺で水域環境(水質)の改善を図るための検討を行います。

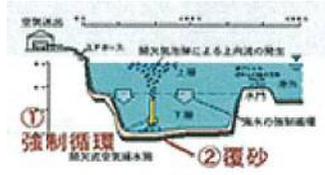
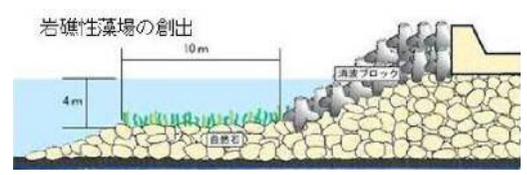
環境影響の回避・低減措置の検討

水域環境(水質)の改善の一般的な手法として、「流動の改善(曝気・水循環)」、「人工干潟の造成」、「環境配慮型護岸の設置」が挙げられます。

種類	流動の改善(曝気・水循環)	人工干潟の造成	環境配慮型護岸の設置
期待される効果	曝気装置により強制的に水を循環させ、酸素濃度の低い底層に酸素を供給することにより、水質の改善と、底層の貧酸素水塊の解消が期待できます。	人工的に干潟を整備し、干潟に適した生物の生育・生息が可能な場所を創造することにより、生物多様性の保全や水質の改善が期待できます。	護岸に緩やかな勾配を持たせ、浅場を設け、生物に配慮した構造とすることにより、生物多様性の保全や水質の改善が期待できます。

環境影響の回避・低減措置の種類と施設の概要、期待される効果及び適用性は次頁のとおり整理されます。

○環境影響の回避・低減措置の検討一覧

種類	流動の改善（曝気・水循環）	人工干潟の造成	環境配慮型護岸の設置
概要	貧酸素化の著しい海域底面に、水の鉛直方向の循環を曝気装置によって促進し、底層の水に酸素を供給して、水質の改善、貧酸素水塊の解消を図る技術です。	人工的に干潟を創出することにより、干潟内の生物の生息を促し、生物による海水の浄化を図る技術です。	護岸に緩やかな勾配を設け、傾斜面に浅場や藻場を造成することにより、水質の改善や生物多様性の保全など、環境に配慮した機能を護岸に付加させる技術です。
期待される効果	○水質の改善 ○貧酸素水塊の解消	○水質の改善 ○生物の生育・生息空間の創造	○水質の改善 ○生物の生育・生息空間の創造
イメージ図	 <p>出典：大阪湾再生技術情報より (http://www.kkr.mlit.go.jp/plan/saisei/212.html)</p>	 <p>出典：大阪府ホームページより (http://www.pref.osaka.jp/kowan/jigyo/jinkohigata.html)</p>	 <p>出典：中部国際空港株式会社 website より (http://www.centrair.jp/torikumi/environment/)</p>
適用性	一般的に、完全閉鎖性水域には有効であり、施工実績もありますが、開放性水域である海域において効果を得るためには相当数の数量と費用が必要であると考えられます。	一般的に、干潟は非常に緩やかな傾斜（1/30 以下*）とする必要があります、埋立予定地周囲の水深を考慮すると、法尻が航路・泊地境界を越えると考えられます。	護岸への適用が可能であり、航路・泊地境界内での設置が可能です。
評価	△	△	○

※出典：「人工海浜の建設技術マニュアル」（昭和54年3月、運輸省港湾局）

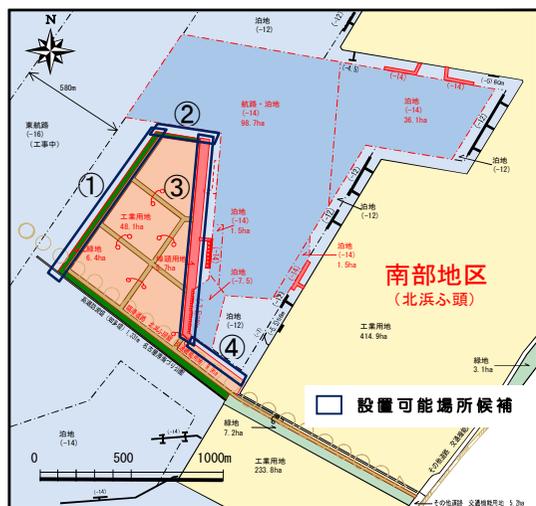
環境影響の回避・低減措置として、環境配慮型護岸の採用を提案します。

3-2 環境配慮型護岸の検討

設置可能場所の検討

環境配慮型護岸の**設置可能場所**について検討しました。

項目	①西側	②北側	③東側	④東側隅角部
場の特性	水深約 8~9mの平坦な地形で、水深 16mの東航路に平行する護岸	水深約 7mの平坦な地形で、水深 14mの航路・泊地に隣接する護岸	水深約 7mの平坦地と約 14mの窪地のある複雑な地形で、水深 7.5m、水深 14mの泊地に隣接する護岸	水深約 7mの平坦な地形で水深 7.5m、水深 12mの泊地に隣接する護岸
適用条件	<ul style="list-style-type: none"> ・護岸基礎法尻は航行船舶への影響を考慮する ・生物涵養に配慮した構造形式とする 	<ul style="list-style-type: none"> ・護岸基礎法尻は航行船舶への影響を考慮する ・生物涵養に配慮した構造形式とする 	<ul style="list-style-type: none"> ・船舶の着岸のための計画水深を確保する ・生物涵養に配慮した構造形式とする 	<ul style="list-style-type: none"> ・護岸基礎法尻は航行船舶への影響を考慮する ・生物涵養に配慮した構造形式とする
評価	○	○	×	○

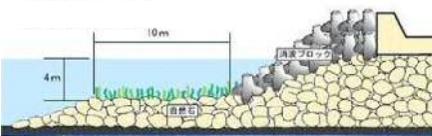
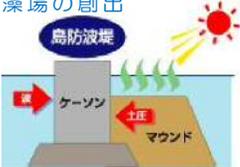
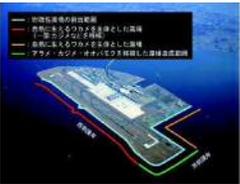


- ・①西側、②北側、④東側隅角部については、航行船舶への影響を考慮した護岸構造とすることで、**設置可能**と考えられます。
- ・③東側については、着岸船舶への影響を考慮すると、**設置は困難である**と考えられます。

環境配慮型護岸は、西側、北側及び東側隅角部で設置可能と考えられます。

護岸形式について

水域環境(水質)の改善効果及び施工実績を考慮し、**環境配慮型護岸の形式**を例示しました。

施設名称	石積緩傾斜護岸	スリットケーソン傾斜護岸
施設概要	護岸前面に緩傾斜の石積を配置することで、石積に付着した生物による海水の浄化を図ります。また、緩傾斜により藻場を造成し、生物の生育・生息環境を創出すると共に、藻場による栄養塩の吸収を図ります。	護岸前面の緩傾斜部に石積を配置し、スリットケーソンを設置することでケーソン内の石材に付着した生物による海水の浄化を期待するとともに、藻場の造成、魚礁の創出等を図ります。
期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> ○水質の改善 ○生物の生育・生息環境の創出 	<ul style="list-style-type: none"> ○水質の改善 ○生物の生育・生息環境の創出
イメージ図及び実施事例	<p>イメージ図 岩礫性藻場の創出</p>  <p>砂泥性藻場の創出</p>  <p>実施事例</p>   <p>出典 1</p> <p>出典 2</p>	<p>イメージ図 スリットケーソンを使った緩傾斜護岸</p>  <p>実施事例</p>  <p>出典 3</p>
備考	多くの施工実績があり、近海(中部国際空港)での実例もあります。藻場造成の可能性が高く、水質環境、生物環境の両方に対して効果が期待されます。波当たりの強い場所では岩礫性藻場、波当たりの弱い場所では砂泥性藻場の形成が期待されます。	多くの施工実績があります。藻場造成の可能性が高く、水質環境、生物環境の両方に対して効果が期待されます。このスリットケーソンは、波当たりの強い場所で適用されることが多く、藻場については岩礫性藻場の形成が期待されます。

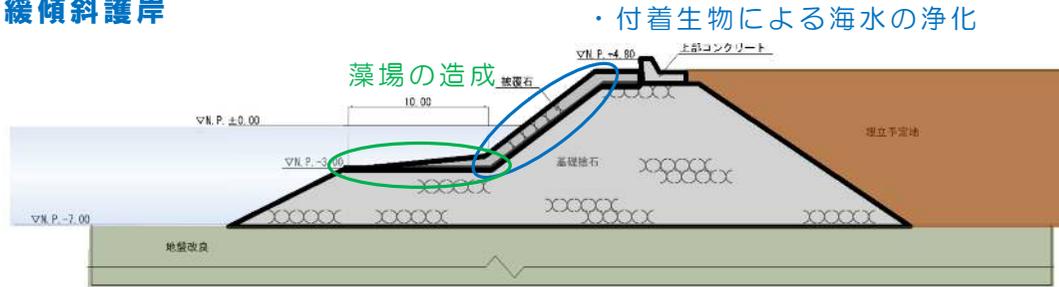
出典 1：中部国際空港株式会社 website より (<http://www.centrair.jp/torikumi/environment/>)

出典 2：北海道開発局釧路港湾事務所ホームページより (<http://www.ks.hkd.mlit.go.jp/kouwan/port/kushiro/kankyuu.html/>)

出典 3：下関港湾空港技術調査事務所ホームページより (<http://www.pa.asr.mlit.go.jp/gityou/>)

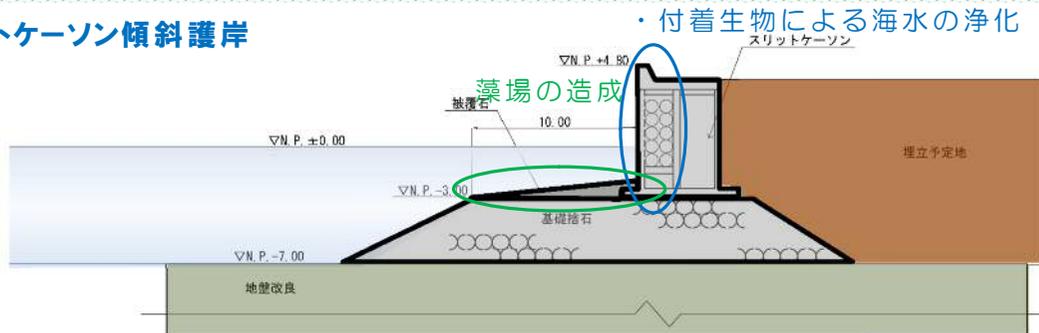
護岸の設置イメージ

石積緩傾斜護岸



- ・被覆石に付着した生物による海水の浄化が期待されます。
- ・藻場の造成により、栄養塩の吸収、生物の生育・生息空間の創出が期待されます。

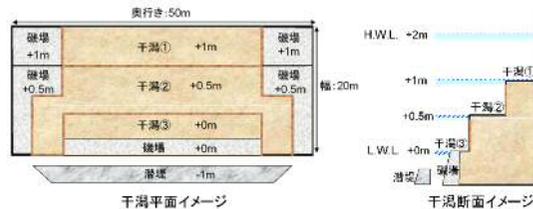
スリットケソン傾斜護岸



- ・ケソン内の石材に付着した生物による海水の浄化が期待されます。
- ・藻場の造成により、栄養塩の吸収、生物の成育・生息空間の創出が期待されます。

その他参考事例 干潟の創出

実施事例：
横浜港『潮彩の渚』



緩傾斜部を柵式構造にすることにより高さの異なる浅場を作り、土砂を敷き詰め、人工的に干潟を創出します。

出典：国土交通省関東地方整備局横浜港湾空港技術調査事務所ホームページより
(http://www.pa.ktr.mlit.go.jp/yokohamagicho/07_sougou/10_umi/higata/index.htm)

実施にあたっては、設置場所の特性を考慮し、今後、詳細な検討を進めていきます。

4. 計画の決定

4-1 計画の決定

【これまでの検討経緯】

第 1 回 検討委員会	<ul style="list-style-type: none">・事業計画の必要性の整理、事業特性・地域特性・環境の現況の把握を行い、埋立実施による課題を抽出しました。・複数案の設定及び評価項目の設定を行い、住民参画の方法について検討しました。
第 2 回 検討委員会	<ul style="list-style-type: none">・複数案について、選定した評価項目ごとの評価を行いました。・環境面、社会面及び経済面より総合的に判断した結果、埋立地の形状は A 案が適切と判断しました。・選定した A 案において、水域環境への影響が懸念されることから、環境影響の回避・低減措置を検討することとなりました。
パブリック コメント	<ul style="list-style-type: none">・計画案の選定、選定理由やこれまでの検討内容について、住民・関係者から意見を募集しました。
第 3 回 検討委員会	<ul style="list-style-type: none">・住民・関係者からの意見及び名古屋港管理組合の見解を示しました。・水質の改善を目的として、当該海域において環境影響の回避・低減措置を検討しました。

【計画の決定】

- ・検討委員会におけるこれまでの検討と、住民・関係者からの意見も把握した結果、北浜ふ頭地先における埋立計画は **A 案が妥当である** と判断しました。
- ・埋立実施に当たり、水質改善のための環境影響の回避・低減措置として経済面にも配慮した **環境配慮型護岸の形式** を検討することとしました。

【今後の取り組み】

- ・今後は、環境影響評価法に基づく手続を実施していきます。
- ・この中で、埋立実施による環境への影響を予測・評価し、必要に応じてより詳細な検討を進めていきます。
- ・環境配慮型護岸の形式については、経済面にも配慮しつつ、近接するポートアイランドなどの他事例も参考に検討していきます。
- ・埋立地の詳細な土地利用については、将来、道路等の基盤整備や緑地において陸域動物等にも配慮した計画を検討していきます。



参考資料

名古屋港北浜ふ頭地先埋立計画に関する環境配慮に対する環境省意見（原文）

（別紙）

名古屋港北浜ふ頭地先埋立計画に関する環境配慮に対する環境省意見

平成 23 年 4 月に公布された環境影響評価法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）により、環境影響評価法に配慮書手続が新たに加えられ、事業の早期段階において、環境配慮事項の検討が行われることとなった。改正法の配慮書手続に係る規定の施行は平成 25 年 4 月 1 日であるが、衆議院及び参議院の各院においてなされた附帯決議において、改正法の施行前に環境影響評価が行われる事業についても、改正法の趣旨を踏まえ、事業のより早期の段階から適切な環境配慮がなされるよう指導されるべき旨が示されたところである。

また、名古屋港港湾計画に関しては、平成 24 年 3 月に一部変更されたところであるが、本件が同年 3 月 12 日開催の交通政策審議会第 48 回港湾分科会において審議されるに当たり、環境省から国土交通省宛に、改正法及び附帯決議の趣旨を踏まえ、当該埋立事業の早期段階から環境配慮に努めるよう、意見（以下「環境省意見」という。）を述べたところである。

これを踏まえ、港湾管理者である名古屋港管理組合において、当該埋立計画を港湾計画に位置づけた際のプロセスや、事業が周辺海域に及ぼす影響を整理し、当該埋立計画に係る環境配慮について検討することとされた。

配慮書手続としては、本来、計画立案の段階でこれらの検討がなされるべきではあるが、今回、有識者による検討委員会や一般からの意見募集を行うなど、改正法の施行前に同法の趣旨を踏まえた検討が自主的に行われたものと考えられる。

今般、本検討に関し、名古屋港管理組合管理者より環境の保全の見地からの意見を求められたため、以下のとおり意見を述べる。なお、本意見は、平成 24 年 4 月に改正した基本的事項（環境庁告示平成 9 年第 87 号）の考え方を基として述べるものである。

（1）複数案の設定

本検討においては、環境配慮の検討に当たり、埋立地の形状について、「現計画（A案）」及び「埋立地分離形式（B案）」の 2 案が設定されているが、両案の設定に当たって与えられた前提条件や考え方が明らかではないため、これらをその検討経緯とともにより具体的に方法書に記載すること。また、現実的である場合に限り、当該事業を実施しない案も提示されるべきであるため、これを案に含めなかった理由についても、方法書に記載すること。

（2）評価項目の選定並びに調査、予測及び評価

本検討において示された資料においては、評価項目やその調査、予測及び評価の手法の選定の考え方が必ずしも明らかではないため、これらが選定された理由

（別紙）

及びその妥当性を、検討経緯とともに、より具体的に方法書に記載すること。特に環境の状態の変化又は環境への負荷の量については、可能な限り定量的に把握することを基本とし、定量的な判断が困難な場合は定性的に把握することにより行うものであるため、この点の考え方についても方法書において明らかにすること。

（3）総合的な評価

本検討においては、「環境面」、「社会面」及び「経済面」からそれぞれ評価項目が示され、全ての評価項目を総合的に判断した結果により、優位となった案が選定されているが、環境影響評価法に定める配慮書手続は、「環境面」の評価項目ごとの重大な環境影響を比較整理し、それらを回避・低減すべく評価を行うべきものである。このことから、方法書において、重大な環境影響を回避・低減する観点から A 案又は B 案が選定された理由を明らかにするとともに、選定された案について、環境影響が事業者により実行可能な範囲内で回避され、又は低減されているか評価し、これを記載すること。

（4）今後の環境影響評価手続における留意事項

①環境省等意見への見解

本環境省意見及びパブリックコメントにより募集した一般からの意見については、意見の内容及びそれに対する事業者の見解を明らかにし、方法書に記載すること。

②水域環境への影響

本検討の結果、A 案及び B 案のどちらを選択した場合においても、海水交換時間の変化、北浜ふ頭前面海域の流況の変化に関する予測を基に、周辺海域の水質（COD、全窒素、全りん等）に対する影響が懸念されるものと評価されている。しかし、これらは定性的な予測であり、定量的な変化は予測できていないこと、また、事業実施区域を含む閉鎖性海域の伊勢湾では、水質環境基準の達成率が低く、海底の貧酸素化等が見られる状況にあり、さらに事業実施区域の周辺海域においては、近年、CODに係る環境基準が達成されていないことから、今後の環境影響評価手続を実施するに当たっては、水質シミュレーションによる定量的かつ詳細な予測、評価を行い、適切な環境保全措置を検討すること。

③野生生物への影響

埋立予定地周辺では、ミサゴ、コアジサシ等の希少な鳥類の飛来や採餌が確認されているほか、近傍には、日本有数の渡り鳥の飛来地であり、国指定鳥獣保護

(別紙)

区及びラムサール条約湿地である藤前干潟も存在している。

今後の環境影響評価手続を実施するに当たっては、海域生態系への影響のみならず、工事の実施や埋立地の存在による陸域生態系への影響にも配慮し、これらの良好な自然環境の保全及び創出について検討するため、専門家等による助言を受けながら、適切に調査、予測及び評価を行うこと。

④護岸の構造等の検討

今後の環境影響評価手続を実施するに当たっては、埋立地の護岸の構造、工法等による環境配慮によって、更なる環境影響の回避・低減を検討すること。

(5) 浚渫土砂の低減及び有効活用並びに埋立抑制

名古屋港内においては、平成 22 年 6 月より「名古屋港で発生する浚渫土砂の新たな処分場計画」として、同港内で「中長期的に必要と考えられる整備」によって発生する浚渫土砂 3,800 万 m^3 の受入先となる土砂処分場の設置を検討している。このことから、本事業の実施に当たっては、同港内で発生する浚渫土砂を使用し、新たな埋立て処分は可能な限り回避するよう努めること。また、長期的、総合的な視点から、発生量の低減、広域的視点も含めた有効活用及びそれらの技術開発の促進について、専門家による助言を受けて具体的に検討すること。